

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正案について
(インジウム化合物等に係る労働者の健康障害防止措置の拡充等)

1 趣旨

厚生労働省では、労働安全衛生関係法令上、製造工程等の管理が未規制の化学物質であって、がん等の労働者に重篤な健康障害を及ぼすおそれのあるものについて、労働者の当該物質へのばく露の状況等の情報に基づきリスク評価を行った上で必要な規制を行うこととしている。

今般、「平成23年度化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」等の報告において、インジウム化合物、コバルト及びその無機化合物並びにエチルベンゼンについて、労働者の健康障害防止措置の拡充のため労働安全衛生関係法令の整備を検討すべきとされたところであり、これを踏まえ、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）及び労働安全衛生規則（平成47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）等の一部について所要の改正を行うこととする。

また、事業者の負担軽減の観点から、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の3第1項の規定に基づく新規化学物質の製造・輸入の届出について、手続きの簡素化を行う。

2 改正の内容

(1) 安衛令の一部改正

ア 法第57条の規定に基づき、安衛令第18条に「インジウム化合物」、「エチルベンゼン」及び「コバルト及びその無機化合物」を追加する。

※ 安衛令第18条に追加されることにより、当該物又は当該物を含有する製剤等について、譲渡又は提供時に名称等を表示しなければならないこととなる。

イ 安衛令別表第3第2号の第2類物質に「インジウム化合物」、「エチルベンゼン」及び「コバルト及びその無機化合物」を追加する。

※ 第2類物質に追加されることにより、当該物又は当該物を含有する製剤等を製造し、又は取り扱う場合は、作業主任者の選任、作業環境測定、特殊健康診断等を行わなければならないこととなる。ただし、コバルト及びその無機化合物又はエチルベンゼンを製造し、又は取り扱う業務のうち、省令で定める一定の業務については、当該規定を適用しないこととする。

ウ 安衛令第22条第2項に掲げる物に「インジウム化合物」、「コバルト及びその無機化合物」及び「エチルベンゼン」を追加する。

※ 安衛令第22条第2項に追加されることにより、当該物又は当該物を含有する製剤等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し健康診断を行わなければならないこととなる。

(2) 特化則の一部改正

ア 特化則第2条第5号に規定する管理第2類物質に、以下の物を追加する。

(ア) インジウム化合物及びこれをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「インジウム化合物等」という。）

(イ) コバルト又はその無機化合物及びこれらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「コバルト等」という。）

※ 管理第2類物質に追加されることにより、これらの物のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場については局所排気装置の設置等の発散抑制措置を講じること、当該局所排気装置等を設置しようとするときはあらかじめ届け出ること、作業環境測定を行うこと等が必要となる。

イ 第2類物質の一類型として「エチルベンゼン等」を設け、以下の物を対象とする。

(ア) エチルベンゼン

(イ) エチルベンゼンを1%を超えて含有する製剤等（以下「エチルベンゼン混合物」という。）

(ウ) エチルベンゼン、令別表第六の二に掲げる有機溶剤を当該混合物の重量の5%を超えて含有する製剤等（（イ）に掲げる物を除く。）

ウ コバルト等及びエチルベンゼン等に係る一部の業務に係る適用除外を規定する。

コバルト等及びエチルベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、作業主任者の選任、作業環境測定及び健康診断の対象業務から除くこととする一定の業務は、以下の業務とする。

(ア) エチルベンゼン等に係る塗装の業務（以下「エチルベンゼン塗装業務」という。）以外の業務

(イ) コバルト等を触媒として取り扱う業務

なお、当該業務については、特化則の関係規定も適用しないこととする。

エ エチルベンゼン塗装業務に係る作業については、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第37条の有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任することとする。

オ エチルベンゼン及び有機溶剤をその重量の5%を超えて含有する製剤等（以下「エチルベンゼン有機溶剤混合物」という。）を製造し、又は取り扱う作業場に係る作業環境測定については、エチルベンゼンのほか、含有する有機溶剤の濃度を測定するものとする。

カ インジウム化合物等、エチルベンゼン等、コバルト等についての健康診断項目を別紙のとおり規定する。また、一定の物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し行う特殊健康診断に係る対象物質として、インジウム化合物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物、コバルト又はその無機化合物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物及びエチルベンゼンをその重量の1%

を超えて含有する製剤その他の物を追加する。

キ 特化則第38条の3の特別管理物質に、インジウム化合物等、エチルベンゼン等及びコバルト等を追加する。

※ 特別管理物質に追加されることにより、有害物の名称等の掲示、作業の記録の保存（30年間）、作業環境測定・評価の結果の記録の保存（30年間）、特殊健康診断の結果の記録の保存（30年間）等が必要となる。

ク インジウム化合物等及びコバルト等の二次発じんによる健康障害防止のため、床等の掃除の実施を義務付ける。

ケ インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業について、厚生労働大臣の定めるところにより、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならないこととする。また、使用した器具等の付着物の除去等の措置を講じなければ作業場外に持ち出してはならないこととする。

コ エチルベンゼン塗装業務について、有機溶剤としての使用の実態に着目した健康障害防止措置として、有機則に規定する第2種有機溶剤等又は第3種有機溶剤等に係る有機溶剤業務に必要な措置のうち、発散抑制措置、呼吸用保護具等に係る規定を準用する。

また、船体ブロック内部の塗装のように発散面の広い場合における発散抑制措置の特例措置により、全体換気装置の設置により対応する場合には、送気マスク又は全面形防毒マスクの使用を義務付ける。

サ 特定化学物質として規定されているエチレンオキシド及び酸化プロピレンを特化則第38条の14に規定するくん蒸作業に係る措置の対象とする。

（3）安衛則の一部改正関係

ア 譲渡又は提供時に名称等を表示しなければならない有害物として、インジウム化合物をその重量の0.1%以上含有する製剤その他の物、コバルト又はその無機化合物をその重量の0.1%以上含有する製剤その他の物及びエチルベンゼンをその重量の0.1%以上含有する製剤その他の物を追加する。

イ 機械、器具その他の設備の設置、移転又は主要構造部分の変更時に、その計画を当該工事の開始の日の30日前までに労働基準監督署長に届け出なければならない物として、エチルベンゼン塗装業務を行う屋内作業場に設置される局所排気装置等を追加すること。

ウ 特化則の適用が除外されるコバルト等を触媒として取り扱う業務等のみに係る設備については、イの計画の届出義務の対象としないこととする。

エ 化審法の届出書等の写しを添付することによる書類の簡略化

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）に基づく新規化学物質の製造・輸入の届出等がなされた場合には、当該届出書等の写しを添付することにより、様式第4号の3（法第57条の3第1項の規定による新規化学物質の製造・輸入の届出様式）の記載事項を一部省略できることとする。同様に、化審法に基づく少量新規化学物質製造・輸入の確認の申出がなされた場合には、当該申出書の写

しを添付することにより、様式第4号の4（少量新規化学物質の製造・輸入に係る確認等の申請様式）の記載事項を一部省略できることとする。

※ その他所要の改正を行う。

3 施行期日等

（1）公布期日

平成24年10月上旬（予定）

（2）施行期日

平成25年1月1日（予定）

（3）経過措置

ア インジウム化合物等、エチルベンゼン等及びコバルト等で、平成25年1月1日に現に存するものについては、その後6ヶ月の間、法第57条に基づく表示をしない。

イ インジウム化合物等、エチルベンゼン等及びコバルト等に係る作業については、平成26年12月31日までの間は、当該作業の作業主任者の選任を要しない。

ウ インジウム化合物等、エチルベンゼン等及びコバルト等に係る作業については、平成25年12月31日までの間は、当該作業を行う作業場に係る作業環境測定の実施を要しない。

エ インジウム化合物等又はコバルト等を製造し、又は取り扱う設備で、平成25年1月1日に現に存する物に係る発散抑制の設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置については、平成25年12月31日までの間は、設置を要しない。

オ エチルベンゼン塗装業務に係る設備で、平成25年1月1日に現に存する物については、平成25年12月31日までの間は、設置を要しない。

カ その他この政令及び省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

(別紙)

1 インジウム化合物に係る健康診断項目

(1) 一次健診（特化則別表第3）

- 一 業務の経歴の調査
- 二 作業条件の簡易な調査
- 三 インジウム化合物によるせき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 四 せき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 五 血清インジウムの量の検査
- 六 血清シアル化糖鎖抗原KL-6の量の検査
- 七 胸部エックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による検査（雇い入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものに限る。）

(2) 二次健診（特化則別表第4）

- 一 作業条件の調査
- 二 医師が必要と認める場合には、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査（雇い入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものを除く。）、血清サーファクタントプロテインD（血清SP-D）の検査等の血液化学検査、肺機能検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

2 エチルベンゼンに係る健康診断項目

(1) 一次健診項目（特化則別表第3）

- 一 業務の経歴の調査
- 二 作業条件の簡易な調査
- 三 エチルベンゼンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 四 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 五 尿中のマンデル酸の量の検査

(2) 二次健診項目（特化則別表第4）

- 一 作業条件の調査
- 二 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又は神経学的検査

3 エチルベンゼン有機溶剤混合物に係る健康診断項目

(1) 必須項目（特化則第39条第1項、別表第3の2）

- 一 業務の経歴の調査
- 二 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査、尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査項目についての既往の検査結果の調査並び

に以下に掲げる項目についての既往の異常所見の有無の検査

- ① 尿中の蛋白の有無の検査
- ② 貧血検査
- ③ 肝機能検査
- ④ 腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く。）

三 有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査

四 尿中の蛋白の有無の検査

（２）医師判断項目（特化則第39条第３項）

- 一 作業条件の調査
- 二 貧血検査
- 三 肝機能検査
- 四 腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く。）
- 五 神経内科学的検査

４ コバルト及びその化合物に係る健康診断項目

（１）一次健診項目（特化則別表第３）

- 一 業務の経歴の調査
- 二 作業条件の簡易な調査
- 三 コバルト又はその化合物によるせき、息苦しさ、息切れ、喘鳴等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 四 せき、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

（２）二次健診項目（特化則別表第４）

- 一 作業条件の調査
- 二 尿中のコバルトの量の測定
- 三 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、心電図検査又は皮膚貼付試験

(参考)

平成22年度化学物質のリスク評価検討会報告書（抜粋）

昨年の初期リスク評価の結果、ばく露の高かった要因を明らかにするため5物質の詳細リスク評価（有害性評価及びばく露評価）を行ったところであり、その概要は次のとおりである。

ア 次の3物質については、製造・取扱いを行う一部の事業場において二次評価値を超えるばく露が見られ、ばく露要因を解析したところ作業工程共通のリスクと考えられ、他の事業場においても高いばく露があると推測されることから、制度的対応を念頭においてばく露リスク低減のための健康障害防止措置等の対策の検討を行うべきである。（括弧内は、措置の検討の対象とすべき作業）

○インジウム及びその化合物（インジウム化合物の製造・取扱い等）

○エチルベンゼン（塗料の溶剤として使用する塗装作業）

○コバルト及びその化合物（金属コバルト及びコバルト化合物を取り扱う作業等）

イ 次の2物質については、製造・取扱いを行う事業場の一部の作業において二次評価値を超えるばく露が見られたが、ばく露要因を解析したところ作業工程共通のリスクは認められなかった。しかしながら、適切な管理が行われない場合には比較的高いばく露が見られるため、国は事業者が自主的なリスク管理を行うよう指導すべきである。

○1,2-ジブロモエタン

○酢酸ビニル

平成23年度化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会検討結果（抜粋）

(1) インジウム及びその化合物

インジウム及びその化合物の製造・取扱いを行う作業については、リスク評価における有害性の評価及びばく露評価の結果を踏まえ、インジウム化合物の吸入性粉じん（金属インジウムの溶融により生じる酸化インジウムの吸入性粉じんを含む。）による健康障害を防止するための措置を講じる必要がある。

このため、インジウム及びその化合物を特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）の対象とし、特定化学物質のうち、粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置等の設置、作業主任者の選任、作業環境測定、特殊健康診断の実施等が義務付けられている管理第2類物質及び作業の記録等が必要となる特別管理物質と同様の措置を講じることが必要である。

また、リスク評価において、長期発がん性試験結果から導かれた2次評価値 $3 \times 10^{-4} \text{mg/m}^3$ を基準として、労働者の吸入によるばく露レベルをこの数値以下とすることが重要であるが、極めて低い値であることから、発散抑制措置等による場の管理を基本としつつ、呼吸用保護具の着用を義務付けることで、労働者のばく露レベルを基準値以下に確保することが必要である。呼吸用保護具の選定に際しては、防護係数と作業環境測定の結果の気中濃度をもとに、労働者のばく露が基準値以下となるよう、適切な呼吸用保護具を

選定することが必要である。

その他、除じん装置からの粉じん回収や床、器具、作業服等に付着した粉じんが舞い上がることによる二次発じんによる健康障害を防止するため、床の清掃や作業場外への持ち出しを防ぐための措置を講ずる必要がある。

なお、インジウム及びその化合物を製造し、又は取り扱う作業のうち、熔融を伴わない金属インジウム又はその合金の取扱い作業については、現時点では有害性に関する情報が不足しているため、上記の健康障害防止措置の適用を除外するが、今後の調査研究の進展を待ち必要な措置を検討することが適当である。

(2) エチルベンゼン

エチルベンゼン含有物を用いた塗装の作業については、リスク評価において、2次評価値を大きく超えるばく露がみられたため、健康障害の防止のため、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）の対象とし、蒸気等の発散抑制措置として、有機則の第2種有機溶剤等と同様の措置を講じることが必要である。

また、リスク評価で最もばく露レベルの高かった船体ブロック等の内部のように、発散面が広い等により局所排気装置の設置が困難な場所については、全体換気装置の設置とともに、十分な防護性能を持ったマスクの着用を義務付けることが適当と考えられる。

なお、吹付け塗装作業のようにエチルベンゼンの蒸気と塗料の粒子等の粉じんが混在している場合については、防じん機能を有する防毒マスクを使用することが適当である。

その他、有機則に基づく第2種有機溶剤等に対する措置に加え、エチルベンゼンの有害性を勘案し、作業の記録等、特化則の特別管理物質と同様の措置を有機則に規定することが望ましい。

(3) コバルト及びその化合物

コバルト及びその化合物の製造・取扱いの作業については、リスク評価における有害性の評価及びばく露評価の結果を踏まえ、これらの粉じん、ヒューム、ミスト等による健康障害を防止するための措置を講じる必要がある。

このため、コバルト及びその化合物を特化則の対象とし、特定化学物質のうち、粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置等の設置、作業主任者の選任、作業環境測定、特殊健康診断の実施等が義務付けられている管理第2類物質及び作業の記録等が必要となる特別管理物質と同様の措置を講じることが必要である。

また、同規則に基づく管理第2類物質及び特別管理物質に対する措置に加え、2次発じん防止がとくに重要であるため、床の清掃の措置や作業場外への持ち出しの防止が必要である。

なお、コバルト及びその化合物を製造し、取り扱う作業のうち、コバルト及びその化合物を触媒として取り扱う作業については、上記の健康障害防止措置の適用を除外することが妥当である。

(4) くん蒸作業の対象物質の追加

特定化学物質のうちエチレンオキシド及び酸化プロピレンについては、くん蒸に用いられていることから、当該作業による健康障害を防止するため、特化則第38条の14に定める個別具体的なくん蒸作業に係る措置の対象とすることが必要である。

化学物質による労働者の健康障害防止に係る リスク評価制度について

リスク評価対象物質の選定

労働者への重篤な有害性が指摘され、又は健康障害防止措置の導入が求められる物質等を広く募り、国の検討会で選定。選定物質は、有害物ばく露作業報告(労働安全衛生規則第95条の6)により(取扱量:500kg以上の)事業場数、作業実態等の報告が義務付けられる。

有害物ばく露作業報告(国)

国によるリスク評価

ばく露実態調査(国)

高いリスクが推定される事業場で、物質用途、作業実態の把握、個人ばく露測定等を実施。

有害性情報の収集(国)

主要検索サイト及び評価機関の評価資料等から、対象物質の物性、有害性の情報を収集。

ばく露評価

個人ばく露測定結果等からばく露濃度値、ばく露実態を算定。

有害性評価

有害性情報をもとに有害性評価を行い、評価値(ばく露限界値)を設定。

リスク評価

ばく露濃度値と評価値を比較し、リスクを判定。

また、問題となるリスクが確認された場合には、その要因を分析。

この結果を踏まえ、健康障害防止対策の必要性を判断。

健康障害防止対策の決定

対策が必要と判断された物質については、リスク評価結果をもとに、最適な健康障害防止措置(措置例は下記のとおり)を検討するとともに、当該措置の規制化の要否、措置導入に際し必要な技術的事項の検討をおこない、オーダーメイドの対策を決定する。

措置例 作業主任者の選任、局所排気装置等の設置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等

3物質のリスク評価結果

物質名	事業場数 労働者数*1	用途の例	性状と有害性	リスク評価結果
①インジウム化合物	38事業場 1,364人(延べ)	薄型ディスプレイ等の 透明電極材料、化合物半導体	固体。 がん原性(IARC リン化インジウムは2A)*2(日本バイオアッセイ研究センター インジウム・スズ酸化物で陽性(ラット)) ヒト(吸入):間質性肺炎	評価値*4: $3 \times 10^{-4} \text{ mg/m}^3$ 測定した27人中、27人(100%)で評価値を超えた。 作業工程共通のリスクが認められた。
②コバルト及びその無機化合物	296事業場 13,742人(延べ)	磁性材料、特殊鋼、 超硬工具、触媒、陶磁器の顔料、蓄電池	固体。 がん原性(IARC 炭化タングステンとの合金は2A、その他金属コバルト及びコバルト化合物は2B)*2 ヒト(吸入):間質性肺炎、気管支ぜんそく等	評価値: 0.02 mg/m^3 測定した96人中16人(17%)で評価値を超えた。 作業工程共通のリスクが認められた。
③エチルベンゼン	9,849事業場 215,859人(延べ) うち塗装作業 434事業場 36,460人(延べ)	スチレン単量体の中 間原料、有機合成、 溶剤、希釈剤	液体。工業用キシレンの成分(沸点 136°C 、蒸気圧 0.9kPa) がん原性(IARC 2B)*2 ヒト(吸入):気道の炎症、結膜炎 GHS分類 生殖毒性 区分1B*3	評価値: 20 ppm 測定した131人中、24人(18%)で評価値を超えた。24人全員が塗料の溶剤としての使用であり、当該作業工程共通のリスクが認められた。

- *1 有害物ばく露作業報告のあった数(対象物質の取扱量が 500kg 以上)
インジウム化合物の欄は「インジウム及びその化合物」として報告のあった数、コバルト及びその無機化合物の欄は「コバルト及びその化合物」として報告のあった数
- *2 IARC:2A(ヒトに対しておそらく発がん性がある) 2B(ヒトに対する発がん性が疑われる)
- *3 GHS分類(国連勧告「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)」に従い有害性ごとに分類された区分)
生殖毒性 区分1B(ヒトに対して生殖毒性があるとみなせる化学物質)
- *4 日本産業衛生学会が勧告している許容濃度又は米国産業衛生専門家会議(ACGIH)が勧告しているばく露限界値等から決定される。インジウム化合物については、ACGIHの勧告時期が古いこと等から、日本バイオアッセイ研究センターの動物試験結果から算出。

労働安全衛生法施行令及び 特定化学物質障害予防規則等の改正案の概要

改正の趣旨

国が行う「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価」において、検討会にて取りまとめられた内容等を踏まえ、規制が必要とされた物質について、必要な改正を行うものである。

改正の内容

次の①～③の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。また、くん蒸作業に係る規定の対象を拡大。

①インジウム化合物	②コバルト及びその無機化合物	③エチルベンゼン	※エチレンオキシド 及び酸化プロピレン
◆名称等を表示すべき有害物として追加 ◆特定化学物質に追加 ➢作業主任者の選任 ➢作業環境測定の実施 ➢特殊健康診断の実施	◆名称等を表示すべき有害物として追加 ◆特定化学物質に追加 ➢作業主任者の選任 ➢作業環境測定の実施 ➢特殊健康診断の実施	◆名称等を表示すべき有害物として追加 ◆特定化学物質に追加 ➢作業主任者の選任 ➢作業環境測定の実施 ➢特殊健康診断の実施	変更なし (既に特定化学物質に指定されている)
◆管理第2類物質に指定 ➢発散抑制措置 ◆特別管理物質に追加 ➢作業記録等の30年保存 ◆呼吸用保護具の着用 ◆作業場の清掃、呼吸用保護具等への付着物の除去	※触媒として取り扱う業務は適用除外 ◆管理第2類物質に指定 ➢発散抑制措置 ◆特別管理物質に追加 ➢作業記録等の30年保存 ◆作業場の清掃	※塗装の業務のみに適用 ◆新たなカテゴリ「エチルベンゼン等」を新設 ➢基本的に特化則の規定を適用 ➢有機則の発散抑制措置、呼吸用保護具の使用等の関係規定を準用 ◆使用する呼吸用保護具の種類を限定 ➢蒸気発散面が広い場合の発散抑制措置の特例適用時のみ ◆作業主任者は有機溶剤作業主任者技能講習の修了者から選任 ◆特別管理物質に追加 ➢作業記録等の30年保存	◆くん蒸作業において取り扱う場合は、特殊な作業等の管理の対象に追加 ➢くん蒸する場所の濃度の測定は外部から行う ➢くん蒸中の漏えいの有無の点検 ➢燻蒸後に立ち入るときは予め濃度を測定する等
◆局所排気装置等の設置届	◆局所排気装置等の設置届	◆局所排気装置等の設置届	

公布期日等

平成24年9～10月公布(予定)、平成25年1月1日施行

※ただし、一部の規定については必要な経過措置を定める。

(参考1)

◇ 職場における化学物質管理の全体像 ◇

